

十一
初期利子

十九八七 六五四 三 二 一

払 経 利 発 発 発 種 額 払 発 発 の 法 発 号
込 過 行 類 面 込 行 条 律 行
み 利 行 金 行 項 及 の
子 價 額 金 方 び 根
の 率 格 日 の 額 額 法 そ 捏

平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出しが銀行を支払う。ただし、支払うときは、以下、規定期定に當たるときは、同じ。)。

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

十 十十十 十
六 五四三 二

払 払元償償 後第
込 場利還還 の二
期 所金金期 利期
日 支額限 子以

平取国日額平利てを毎
成扱債本面成子、支年
十店代銀金十をそ払三
四並理行額九支の期月
年び店の百年払日と二
十に及本円九う以し十
一取りび店に月。前、日
月扱国、つ二六各及
二郵債支き十月支び
十便元店百日間払九
日局利、円に期月
金代
支理
払店
、属に二
すお十
るい日